

第59回国土交通省政策評価会

令和6年6月17日

【渋武政策評価官】 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第59回国土交通省政策評価会を開催いたします。

本日は、オンラインと併用いたしましたハイブリッド方式で公開の議事でございます。資料と議事録につきましては、後日ホームページに掲載させていただきます。

それでは、開催に先立ちまして、政策統括官の松浦より一言申し上げます。

【松浦政策統括官】 おはようございます。政策評価担当の政策統括官の松浦でございます。本日は、各委員の皆様、お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本年度につきましては、後ほど説明があると思いますが、来年3月までの政策評価のレビューのサイクルということでございまして、長丁場でございますが、よろしくお願い致します。

また、今年度につきましては、新座長として加藤先生をお願いしておりまして、体制も変わっているところでございます。また、新任の委員の先生として、一橋大学の鎌田先生、東海大学の鈴木先生、茨城大学の平田先生に御参加願っております。

本日到きましては、3つの政策についてレビューを行っていくことになると思いますけれども、キックオフということでございますので、ぜひとも忌憚のない御意見をお伺いできれば幸いですし、我々はそれを受け止めまして、また次のステップのほうに進みたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【渋武政策評価官】 それでは、早速でございますが、議事進行を加藤先生、よろしくお願い申し上げます。

【加藤座長】 では、お手元の議事次第の議題に沿って進めたいと思います。

最初は、議題1、「令和6年度政策レビューのスケジュール（予定）」ということで、こちらの御説明、よろしくお願いいたします。

【渋武政策評価官】 資料1を御覧ください。今、挨拶にもございました、政策レビュースケジュールの予定でございます。

今日の政策評価会が、キックオフということでございます。大きく節目節目で政策評価をいただきながら、年度末の政策評価、レビューの評価書決定・公表というところに向け

て進んでいきたいということでございます。

まず今日、それぞれの3つのテーマにつきまして、担当課長からお話しいただいて、御議論いただいた上で、それぞれの3つのテーマごとに先生方に御担当いただくテーマというものを決めていただきまして、それぞれのテーマごとに、「7月中旬～8月中旬」の欄でございますが、意見交換と称してございます、非公開のどういうふうにやっていくかというふうなところの御意見、御助言、そういったものをいただきながら、夏・秋と煮詰めて検討評価作業を進めてまいりまして、中間的な話といたしまして、10月、11月頃に、またこの政策評価会を開催いただくと。

それを受けまして、また理論の煮詰まり具合を見ながら、意見交換をしていただく場合も含めて、年明けぐらいに細かいところを御覧いただきながら、年度末の決定・公表に向けて進んでいきたいということでございます。

以上でございます。

【加藤座長】 何か御質問等がありますか。多分スケジュールだけですので、特にないと思いますが。

では、続いて次の議題に行きたいと思います。今日のメインの議題は、3つの政策レビューのそれぞれのテーマについて議論することです。各テーマについて、各部局から10分ずつ説明いただき、その後15分ぐらいを質疑という感じで、何とか時間内に終われたらと思います。

では早速ですが、1つ目の「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進ということで、御説明をよろしく願いいたします。

【久田産業港湾課長】 港湾局産業港湾課の久田でございます。

テーマは、“「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の推進”で、資料に従いまして進めさせていただければと思います。

資料の1ページに、要旨という形で、今回の評価の全体像をまとめておりますので、まず、こちらで全体像を説明させていただければと思っております。

「みなとオアシス」につきましては、世界第6位の海岸線を持つ、あるいは、海、臨海部に多くの人口が集中しているという我が国の特徴がある中で、人々が集まる、そういう重要な場であった海ですとか臨海部に、“港湾”が物流あるいは産業の拠点という大きな、そして重要な役割を果たしていく中で、ともすれば、人が集まりにくいようになってきた。そういう状況を踏まえた中で、みなとオアシスは新しく出てきた施策でございまして、対

象施設の概要にありますように、「地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進する」ことを目的としており、住民が参加し地域振興の取組が継続的に行われている施設を国土交通省港湾局長が登録をしまして、これにより賑わいを創出し、港を核としたまちづくりを推進するといった施策でございます。

その中で、「評価の目的、必要性」にございますように、「みなとまちづくり」につきましては、国、港湾管理者、民間事業者が連携し、そして港の資産を最大限活用する取組ですが、広域的な視点からのブランド化、ベストプラクティスを共有すること、また制度面の支援をしていくという観点から、国として「みなとオアシス」という制度を平成15年に立ち上げまして、支援を行っているところでございます。

この制度創設から20年経過したところでございますので、一定の取組は進んでおりますけれども、これまでの「みなとオアシス」を活用した賑わい創出の取組等につきまして、ここで改めて確認を行い、さらなる賑わい創出に向けた仕組み等を検討して前に進めるということを今回の政策レビューの目的としております。

その観点から、「評価の視点」にございますように、これまでの取組状況や実績等を整理し、手法や支援策、体制等の課題を確認することを行い、設置者であるとか運営者であるとか、そしてそもそも利用者にとって、魅力が大きく、かつ、使い勝手の良い制度にしていく、ここのポイントを明確にした上で進めていきたいと考えているところです。

評価手法につきましては、各「みなとオアシス」の取組の実績等を整理しました年間活動報告書を提出いただいておりますが、このデータを集計・分析するということ、そして、この集計・分析結果を補完するために、新たにアンケート調査を実施するということを考えているところです。

2ページ、3ページは、目次ですので割愛しまして、4ページで、重複するところもありますが、もう一度、今回の評価の目的、必要性のところをお話しさせていただければと思います。

「みなとまちづくり」につきましては、平成14年11月の交通政策審議会の答申におきまして、地域が個性ある発展を将来にわたり着実に進めるための施策として、初めて港湾施策の柱の一つに位置づけられたといった経緯がございます。

「みなとまちづくり」を進めるにあたり、国、港湾管理者、自治体、民間事業者がしっかりと連携して進めていくということが必要になっており、先ほど言った理由により、国が「みなとオアシス」制度というものを創設してこれを進めているところでございます。

また、平成21年には、「みなとオアシス」自身の相互の情報共有ですとか意見交換を可能にする観点から、「みなとオアシス全国協議会」が立ち上げられているところです。

併せまして、平成23年からですけれども、「食」という明確なテーマを持った、「Sea級グルメ全国大会」というイベントを開催し、「みなとオアシス」の知名度向上、利用促進のために寄与してきていると考えているところです。

さらに、平成29年9月になりますけれども、急増するクルーズ客の受け入れ、あるいは防災拠点の形成といった全国的なニーズがあり、これに対応するような形で「運営要綱」を変更し、これまでは各地方整備局がそれぞれ登録を行ってきましてものをこの時期から港湾局長が一律に登録するという制度に切り替えたところです。

こうした沿革の中で、今回、委員の皆様の御指導・御助言をいただきまして、さらなる賑わい創出につなげていきたいと考えているところです。

資料につきましては、全体として、31ページございますけれども、重複がありますので、ポイント部分を抜き出して説明させていただければと思っております。

進んでいただき、7ページ、評価の手法です。評価に当たりましては、平成29年度から提出をして頂いております「みなとオアシス年間活動報告書」のデータをまず集計・分析し、それに加えて、アンケートを行うことを考えております。

アンケートにつきましては、今年の8月頃を予定しておりまして、中身につきましては、また後ほど御説明させていただければと思います。

9ページに進んでいただきまして、こちらは「みなとオアシス」の全体像です。中下段あたりにございます「みなとオアシスの機能」ですけれども、「みなとオアシス」につきましては、「必須機能」、必ず持っていなければならない機能といたしまして、交流・休憩機能（旅客施設、トイレ、広場等）ともう一つ、情報提供機能（観光案内施設等）を持つというのが条件になっております。それに加えて、それぞれの特性を生かしてやっていただくという観点で、「任意機能」としまして、災害支援機能、物販・飲食等の商業機能、これらを有することになっております。

みなとオアシスの関係者としましては、3者で構成されます。市町村、地方公共団体等がなっております「設置者」、そして、NPO団体、協議会、あるいは民間事業者がなっております「運営者」、そして「利用者」という、3つをステークホルダーと考えているところです。これらと港湾管理者が協力しまして、そして国が助言・情報共有、支援を行っていくという形で進めているところです。

また、「みなとオアシス」の活動を円滑にするという観点から、港湾協力団体という制度この活用促進を推奨しているところです。

進んでいただきまして、15ページですが、支援の一部ですけれども、関係予算として、「みなとオアシス」に特化したものとして、港湾の緑地あるいは浮桟橋など、こういったものを造るのに、社会資本整備総合交付金の重点配分が可能になっているということ。あるいは、訪日外国人の受入れ環境の高度化についても特化された補助金があるという状況になっています。

16ページですが、「みなとオアシス」の数は年々増えてきております。

17ページに記載しましたが、それに合わせて来訪者も増えているという状況です。新型コロナウイルス感染症により、一旦下がりましたが、また回復基調にあり、行われているイベント件数につきましても、18ページにありますように同じような傾向です。

19ページ、20ページですが、現在「みなとオアシス」で行われているような活動をお示ししています。21ページには、みなとオアシス年間活動報告書から抜き出した結果として、長期構想あるいは注力している取組、課題、要望等を整理しているところです。課題としましては、構成施設の改修・維持管理、知名度向上、あるいは活動資金の不足などが挙げられているところです。

22ページは、国が行っている具体的支援メニューをまとめております。23ページから26ページまでに、支援の実績を掲載しております。

27ページから、今回の評価の進め方ですが、27ページは先ほどと重複しますので、28ページに進んでいただきまして、今回アンケートを考えております。設置者、運営者、利用者の3者に対して行うということ、またこれまで、設置者・運営者に向けて聞けていなかったような細かいことまで聞くということを考えているところです。30ページは、現在想定されている検証項目ですが、今の段階ではこの6項目です。「みなとオアシス」のイメージをどうしていくのか、賑わい創出のこれからのやり方、あるいは利用者のニーズ・満足度を把握すること等を想定しています。31ページですけれども、今後の方向性については、今回の評価の結果で決まってくるところですが、今のところこの4つの方向があるのではないかと考えているところです。

以上でございます。

【加藤座長】 御説明ありがとうございました。

では、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。佐藤委員、どう

ぞ。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。

昨年度、河川の賑わいづくりについて政策レビューがありましたが、河川のほうは意外と分かりやすく、今ある公共空間の有効利用。ふだんは、もちろん河川ですから水害対策ですけど、治水のためにあるわけですけど、「みなとオアシス」はそういう位置づけなのか。つまり、もともとある公共空間が余っているから、これを有効に活用したいという趣旨なのか。あるいは、実はあまりそこに人が集まってこない、道の駅みたいな、海の道の駅みたいな感じで、何らかの集客を狙っているのか。ちょっとどういう趣旨でこういう事業をやられているのか、いまいち分からなかったというのと、集めたいのは地元の人なのか、クルーズ船も今増えているので、逆に観光客を誘致したいのか。このあたりもどういう整理になっているのかということについて、ちょっとお話しできればと思います。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。後段の質問からお答えをさせていただきます。まず空間が地域の皆さんの憩いの空間になるようにというのがテーマでございますので、地域住民に集まっていただける空間になってほしいというのがベースでございます。

ただ一方で、地域の活性化には流動人口が大切であるとも考えておりまして、外から来る人も集めたい、この2つを目標としております。そのためにはいろいろなイベントを開催していくということが、非常に効果があるものだろうという前提に立っているところで

前段の質問に戻りますけれども、見た感じが分かりにくいというところはおっしゃっておりまして、我々「みなとオアシス」は、施設というよりは、その施設を使って集客をしていただいている方やその活動をサポートしたいというのが前提にございまして、その際には、既存の施設を最大限利用しようという観点を入れておりますので、前段の質問は、両方を目的としているという曖昧な回答になってしまうかもしれませんが、今存在している既存の施設も最大限活用して、できるだけいろいろな形で集客をしてもらえ、活動をサポートしたいという、このような政策でございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。道の駅などでもよく言われますけど、例えば売上げがどれくらいあるかであるとか、評価の指標として実際どれくらい人が集まったかとか、特に民間事業者との連携ということでは何らかの収益性がないと民間は来ないので、このあたりもやっぱり政策目標として掲げられているのでしょうか。

【久田産業港湾課長】 今、我々としては、確認できているのは施設への入込客数となっております。活動自体も様々あり、一律に決めてないところがございまして、知名度を上げなければいけないという観点で、一本化、統一化したいという観点はあるのですが、完全に一本でこういう形と固めたときに、今までやってきた活動と合わないという声もあります。道の駅は、道路を安全に走るという観点から駐車場やトイレを確実に整備していると理解していますが、みなとオアシスは一律のものではなく、いろいろな活動に既存のリソースを最大限使ってもらおうというのが前提にございまして、そういう意味で、御指摘がございましたように、指標がばらばらになっているというか、はっきりできてないところがあります。また御助言をいただいて、よい指標を設定できるようにしていきたいと思っております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。最後に、1点感想と1点質問になりますけど、やっぱりイベントって、なかなか単発でそこに集まって、それでおしまい。花火なんか、「きれいだね」と言って、見ておしまい。そういう点で、例えばカフェがあるとかレストランがあるとかないと、当然継続的に人が来てくれるというと、多分意味が全く変わってくると思います。

ただ、普段はあえて人に集まってほしくなくて、ただその時だけ、空いている繁忙期じゃない、空いている期間があるから、もったいないから、その時人を集めましょうというのは分かるのですが、例えば、いろいろなところに官庁の共用施設がありますけど、ああいうところも、土・日はどうせ駐車場が空いているから、あそこで何かイベントやろうというのは分かるのですが、多分そういう趣旨ではないとすると、やっぱり何らかの形で継続的な集客が図れるのかどうかという視点が必要かなというのと、あともう1つは、ただの指摘ですけど、この間、河川をやったときに、なぜ登録がなかなか進まないかという手順が分かりにくいというのがありましたよね。

なので、例えば自治体側の側から、こういうものを申請するとか運用するに当たって、どんなボトルネックがあるのかということ。これはやっている人たちに聞くのは、もちろん当然、「よかったね」って返事しか来ないのですが、やってない人たちに対しても、どこにボトルネックがあるのかということは聞いてみたほうがいいかなと思います。

以上です。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。前段ですが、もともと旅客施設ですとか緑地広場等、あるいはお店とか、存在しているものに対してお客さんが継続的に来てほ

しい。これはサポートしたいというのが前提にございまして、ただちょっと、駅前ですとか観光地ですとかと比べて、港湾が、もともとなかなか人が集まってきてないところになりつつあるというのもありまして、いろいろな形でイベントをして目を引いていただいている方をサポートしたいと、そういう背景もございます。

後段の手續に関しては、そういった面もあるかもしれませんので、しっかりとサポートしていきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。松田委員、どうぞ。

【松田委員】 御説明ありがとうございます。今の質問にも関係するのですが、全部で3点お願いいたします。

1点目は、16ページに、これまでの登録数の推移というものが載ってまして、累積については順調に増えてきているのでよろしいかなと思うのですが、昨今の登録数がやや減っているように思います。御説明ではコロナの影響ということで、これも納得できるのですが、この先どのような見通しなのか、先ほどちょっと増えつつあるというようなことも伺いましたけれども、ちょっとコロナを過ぎてもあまり数字が伸びていないように思えるので、今後の見通しを教えてください。これが1点目です。

それから2点目に、今もちょっと登録しにくいのではないのかというお話が出たのですが、その理由の一つの仮説として、港の場合、やはり幾つかカテゴリー分けをしないと非常にその先のイメージがつかみにくいのではないかと思います。

特に平成15年から考えると、クルーズというのはかなり新しく注目されているポイントではありますが、こういったものが来るのか来ないのかによっても違う。あるいは、漁業施設といったようなものがあるのかどうなのか、その人たちがどう考えているのかによっても結構違うとすると、全体的に「みなとオアシス」という名前が広まっていくというのはいいのですが、その中で、例えばカテゴリーA・B・Cのような形で、明確にこういうものをイメージするのだというものがないと、ちょっと分かりにくいのではないかなと、私としては考えるのですが、そのあたりの御見解を伺いたいというのが2点目です。

それから3点目に、「みなとオアシス」の機能として、災害支援機能というのが任意機能の中に入っておりますけれども、これも当初から考えると、かなり重要性が増しているのではないかと思います。ただ一方で、当然港湾でございますので、何か災害があったときに、津波の被害というのが非常に考えられるということなので、単にそこに大きな災害施設を設ければいいという話でもなさそうだということからすると、どのような在り方が一

番適切なのか。これは恐らく各カテゴリーで共通の興味があるところだと思いますので、このあたりについて今どのようなお考えなのかということについて教えていただければと思います。

以上3点です。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。まず登録数ですが、この16ページの表にございますように、令和4年、令和5年と3箇所になっております。令和6年以降は、まだ確実なところは数字にできてはいないのですが、登録数も増えていく見通しですので、平成29年の全国統一の取組と港湾局長認定とした際のような増加になるかはわかりませんが、登録数は少しずつ増えてきているというところでございます。

2番目の、カテゴリー化ができていないとなかなか登録もしにくいのではないかというのは、おっしゃるとおりだと思います。実は「みなとオアシス」制度を始めた頃は、そういったカテゴリー化を行っていましたが、全国的な取組とする際に少しそこが見えにくくなりました。委員がおっしゃるように、分かりやすいイメージをつくるという中で、全部同じものではなくてカテゴリー分けをするということもすべきだと思っており、それはそのように進めたいと思っているところです。

3番目が、防災機能でございますけど、こちらでも御指摘いただいたとおりでございます。一方で、この「みなとオアシス」の中には、フェリーターミナルですとか、もともと災害時に活躍してもらわなければいけない施設も含まれておりまして、少なくともそういうところをネットワーク化するとか、あと、もともと何か起きたときに避難するような施設になっているところもございますので、まずそういうところをきちんとネットワーク化してやっていくというところから始めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

【松田委員】 どうもありがとうございます。非常にポテンシャルはまだまだある取組だと思いますので、期待しております。ありがとうございました。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。

【加藤座長】 では、大串委員、お願いします。

【大串委員】 ありがとうございました。「みなとオアシス」で大事にしてほしいのは、港湾は莫大な投資をかけて港湾整備しておりますので、こうした港湾が多面的に利用できるのですよ、単なる物流とか物の動きのためだけに存在しているわけではなくて、地域の

皆様たちの、例えば防災の観点だったり、例えば物販である直接的な購買行動であったり、もしくは地域の海産資源が有限であることだったりとか、最近、産地が変わってきているみたいな話がありますので、気候変動のせいでこういった地域の海産資源の在り方というのも変わってきていますよというような知識も吸収できる場所であったりとか、様々な多面的な情報を提供できる場所でもあるのかなと思います。

私が地域で暮らしていて一番思うのは、地域の人たちが、港湾があることでよかったと思っているかどうかというのをぜひ調べていただきたいという観点から、例えば地域の海産産業を営む方たちが、イベント等でかなり収益を上げられるようになりまして、助かっていますというような声も拾いたい。単なる利用者が増えましたということだけではなくて、地域にどれぐらい貢献していると感じていらっしゃるでしょうか、どんな取組があるともっといいと思われませんかというような、地域の産業を支える人たちの声も吸い上げていただきたいですし、漁業関係者の人たちがもともと使われているわけですから、付加的な機能で「みなとオアシス」にあったらいいなというものも聞いていただきたいなと思います。できたら先ほど言いましたような、この地域でこういう魚が主に獲れてきたのが変わってきているのですよねという情報提供機能とかいうものも少し加えていただけるようなことがあると、多面的にその地域への貢献性というのは測定できるのかなと思いますので、調査をされるときに、そういった視点も加えていただきたいかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。いずれも地域の振興につながっていく大事な視点だと思いますので、対応したいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。では、鎌田委員、どうぞ。

【鎌田委員】 御説明ありがとうございました。今、先生方から主な意見が出られていると思うのですが、それはすごくいいなと思っているところがあるのですが、それに加えてというところで申し上げますと、30ページなのですけれども、検証項目というところに、これはよくやっていると思うのですが、利用者のニーズ・満足度というやつですね。満足度というのはすごく難しいので、「満足していますか」と聞いて、「しています」と答えたことの、その意味は何なのかというところだと思います。

例えば再利用するとか、一般的な消費者行動だと思うのですが、他者に推薦するとか、そういうものまで調べないと、これだけ満足してもらっているからいいというのは理屈になっていないというか、厳しい言い方すると、「だから何なんですか」ということに

なりかねないと思いますので、その意味で申し上げますと、先ほどから先生方がおっしゃられているみたいに、この検証で何をしたいのかというのが、やはりちょっと私もまだ理解が及んでないところがあるので、こういうものを調べた結果、一体それが各所の「みなとオアシス」の今後にどうつながっていくのかというのを、もう少し明確に示していただけるといいのかなと思います。

あと、せっかくおとりになっているデータがあるのであれば、具体的にどういう項目で、それらの変遷がどうなっているのかもそうなのですけれども、それに基づいて、例えば運営者の方がどういうふうに改善を図ったかとか、そういうのがぜひ知られるといいかなと思います。

冒頭に書かれているように、横展開というのですか、ほかのベストプラクティスを紹介しますというのが、もし国の支援としての機能としてあるのであれば、この約20年間の間にどういうふうな支援をされて、どういう横展開をされて、それがどのような効果を生んだのかというのを、定性的で構わないと思うので、ぜひそこから検証を始めて、その上で補完的なアンケートをするようにしないと、すごくもったいないというか、お金の無駄遣いになりそうな気がするので、ちょっと御検討いただけたらと思いました。

以上です。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。また御助言をいただきながら、その方向で進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほか、いかがでしょうか。鈴木委員は手を挙げておられますか。すみません、ちょっと見えづらくて。では、よろしくお願いします。

【鈴木委員】 申し訳ありません。ちょっと横から入るみたいな形になってしまいますけれども、御説明ありがとうございます。既に委員の方がおっしゃっていることと重なるところもあるのかなということではあるのですが、一応私が気になったところは、やはりこれは、軸が「みなとまちづくり」の核となる施設として、この「みなとオアシス」という制度を入れているということであると、「みなとオアシス」はどうかというところプラス、「みなとまちづくり」の中で、これがどれぐらい貢献しているかということが評価としてあってほしいのかなという感じもしていて、地域にとってどうなのかということですね。

そうすると、周辺とか、それって、多分取組報告書の短期的な中では出てこないけれども、20年たっているということで、長期的に見たときにこれがどういう効果になっている

るかということは、ある程度出てくる可能性があると思いますので、既にほかの委員の方もおっしゃっていましたが、追加のアンケートのところで、現状のことという、何というか、施設だけのことを聞くのではなくて、まちづくり全体として、「みなとまちづくり」の中でどう貢献できたかみたいなのが聞けると、長期的に出てきたストック効果みたいなのも拾えていいのではないかなと思うので、御検討いただけたらと思います。

【久田産業港湾課長】 御指摘ありがとうございます。そのように検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 平田委員は、ちょっと難しいでしょうか。どうですか。何かコメントありますか。

【平田委員】 遅くなってすみませんでした。

重複したら申し訳ないのですが、今の鈴木先生の御意見とも関連するのですが、まちづくりといったところの、特に法律か何かでも、これは住民参加によるって、結構強調されていましたよね。その意味するところを、僕もあまり正確に理解しないのですが、その住民が誰かということも少し想定しながら、そういう人たちが、何か主体的にというか、連携しながら参加したことによって、港の外に向かって何らか中長期的な効果とか、港に必ずしも直接関わらないような効果とか、インフラ整備全般とか、何かそんなところの効果も期待しているのかなというふうにちょっと考えたんですけども、その辺もあれば、ぜひ聞いていただきたいなと思いました。

あと、何となく、せっかくある港の施設だから好きに使ってよ。なるべく有効利用してよという側面で、何かイベントだとか、そういう施設の来訪者というところのデータが強調されている。そこしかちょっと今回の資料で見えなかった感じはするのですが、何か一方で、こういう地域で賑わいを創出するみたいなのは、道の駅なんていうのは最たるもので、何かそこが目的地化して観光地化していますよね。「かわまちづくり」とか、今回は「みなとまちづくり」ですかね。何か同じような類似の、国土交通省だけでも同じ機能を果たそうとするインフラがあったときに、やっぱり港だからこそ何か期待している、地域へのインパクトという意味では期待しているところがあるのが、逆に地域にとっても、港だからこそ、こういう効果を得たいというのはあるような気がします。

そういったときに、何か周辺の同じような目的を掲げているような施設と横並びで見たときに、果たしてこの「みなとまちづくり」がその地域に、特に港から見ていい効果を与えているみたいなことがあれば、水産業への影響なんていうのは、その最たるものだと思います。

いますけれども、海だからできるということもいっぱいあるし、その辺の視点からも何か調査していただけると、よりこの「みなとまちづくり」という視点で特化した政策評価ができていいかなというふうに思いました。

取り急ぎ、以上です。

【久田産業港湾課長】 ありがとうございます。いろいろ御指摘いただいた点を踏まえ、アンケートをどうするかについてしっかり考えなければいけないと思いますので、またアドバイスいただければと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 大体意見は出たようです。

私からも簡単にコメントします。これは、ボトムアップで始まった話なので、それぞれの港でかなり違ったことをやっていて、そもそもどういうことが行なわれているのかを全体として把握するのがまず第一歩なのだろうと思います。

いろいろな先生方から指摘があったように、多様な効果が予想されるのだけど、何をゴールにしているのか分かりにくいと感じます。ボトムアップで始まっているからそうなのだと思いますけど、そういう意味で言うと、まずやるべきなのは、分類なのではないでしょうか。少し整理しないと話が始まらないという気がしました。報告書がたくさんあるという話なので、うまく分類・整理していただく中で、それぞれの港の持つ特徴を整理するべきなのでしょう。

あともう一つは、最初のゴールのところで、港の個性をアピールしたいということを言っていたように思います。どうやって評価するのかは難しいですけど、グッドプラクティスをお互いに学び続けると個性がなくなってしまうという側面もあるので、うまくそれぞれの港の個性を生かして、それこそシビックプライドとかと言われているような、それぞれの人たちが自分のまちを誇りに思えるというような、そういう観点にどの程度寄与しているのかということも考えればいいのではないかという印象を持ちました。

ということで、アンケート調査もされるということですし、情報もたくさんあるということですので、それらをうまく整理していただいて、「みなとまちづくり」を適切に評価できるように進めていただければと思います。

以上で、1つ目の話を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続いて、2つ目のテーマに移りたいと思います。「自動車事故被害者支援・救済の周知促進」ということで、では御説明をお願いします。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。物流・自動車局保障制度参事官の出

口でございます。

2番目のテーマでございます、「自動車事故被害者支援・救済の周知促進について」、御説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

まず最初でございますけれども、おめくりいただきまして、目次でございます。目次といたしましては、一応全て最終的な評価書の形ということで、最後の「今後の方向性」までという形で作っておりますが、本日は取組方針について主に御議論いただくということです。ですので、そもそも自動車事故被害者支援・救済がどういうものなのか、全貌とその周知の必要性について、具体的には2と3、概要と取組状況を中心に御説明させていただきたいと思っております。

3ページ目をお願いいたします。かなり字が多くて恐縮ですが、評価の目的、必要性でございます。

まず、一番上の丸でございますけれども、自賠制度。自賠責ということは皆様聞かれたことがあるかと思います。自動車事故につきましては、被害者に対して最低限の保障が確保されるように自賠責保険をかけるということが義務づけられておりまして、最低限のお金が保障されるようになってございます。

ただ、実際、自動車事故に遭った場合、様々な障害が残ります。例えば、それこそコミュニケーションも困難になってしまうような非常に重い障害を負ってしまった方、そういった方については、生涯にわたって介護が必要になることもございまして、保険金だけでは厳しい、自賠制度では救済し切れない場合の被害者支援というものが必要でございます。

2つ目の丸でございますが、こういった支援につきましては、確実に実施されることが必要である一方で、民間だけに任せますと実施されないおそれがあるものもございます。そういったものにつきましては、後ほど御説明いたしますが、私どもで所管しております独立行政法人の「ナスバ」、自動車事故対策機構が行っております。

具体例といたしましては、先ほども申しましたが、コミュニケーションがとれなくなってしまうような非常に重い意識障害を負われた方のための専門病院の運営などをこちらのナスバが行っているというところでございます。文言上は専門用語で、2段落目の最後です。ね。「療護施設」と私ども呼んでおりますが、こちらがその専門病院の運営といったものでございます。

3番目の丸でございますが、これらの被害者支援につきましては、現在の車社会は、誰もが事故の被害者にいつなってもおかしくないという状況でございます。そういった中で、

自動車事故に遭って重い障害を負うことになった場合に、迅速に被害者支援にたどり着けるということが非常に重要であると考えておりますが、実際問題といたしましては、こういった支援を主に担っております自動車事故対策機構、「ナスバ」と略称で呼んでおりますが、こちらの知名度が非常に低いということもありまして、後ほど御説明いたしますが、事故発生から支援までにかかなり時間がかかってしまっているという実態がございます。

こういったことを踏まえまして、国土交通省では、令和4年度から、こういった支援策があるということ、また主体であるナスバの認知度を上げるという取組を行っておりまして、自動車事故に遭った際に、ナスバを思い出してもらうというような広報を一昨年度から取り組んでおります。事業実施から約1年経過しているということもありまして、今回、政策レビューをいただきまして、いただいた御助言を活用いたしまして、さらに取り組んでいければと考えております。

4ページ目をお願いいたします。評価の概要でございまして、対象政策でございまして、今申し上げました、被害者支援の主な主体を担っております「ナスバ」の認知度向上に向けた周知活動を対象といたしまして、こちらの有効性、認知度向上に向けた課題の明確化といったことについて評価をいただければと思っております。評価手法といたしましては、アンケート調査により得られたデータの分析といったものを現時点では考えております。

次、7ページまで飛びまして、そもそもの概要でございまして、自動車事故被害者支援・救済の必要性でございまして、上の3行ほどで書いてございまして、自動車事故の被害者の方、そして、その御家族は非常に突発的なアクシデント、突然事故に遭いまして、身体的、金銭的、精神的に非常に大きな損害を負って混乱されておられるという状況にございまして、場合によりましては、身体的損害のところにございまして、左側、「遷延性意識障害」と書いてございまして、昔は「植物状態」と呼ばれていたこともございまして、非常に重い意識障害で、24時間の介護が必要になる。真ん中は脊髄損傷で、こちらは意識ははっきりしておられますが、体が動かなくなってしまう。あるいは右側、「高次脳機能障害」と呼ばれますが、見た目は、けがが回復されると何ともないんですが、脳の重い障害——記憶障害ですとか感情のコントロールがきかなくなるといったことで、社会生活、日常生活が非常に困難を極めるといった様々な障害がありまして、結果的に御本人も御家族も、金銭的、精神的にも非常に大きな損害を受けて、人生がもうまるっきり変わってしまうといったような状況でございまして。

そこで、次の8ページでございましてけれども、自動車事故被害者支援・救済の制度とい

うことで、3つ丸がございますが、まず一番上の丸、「自賠責保険（共済）」と書いております。こちらが、最低限の金銭的な保障を確実に確保しましょうということで、車を運転する人が、その車にすべからず自賠責がかかっているようにするということが、法律で、制度で義務づけられております。

ただ、先ほど申しましたとおり、お金だけではという部分がございますので、左下、保険・共済ではカバーし切れない分野の救済、こちらが非常に重要になってまいりますし、さらには右側、そういった被害者の方を出さないための事故防止対策、この3つをそれぞれ連携させてやっているところでございます。今回は、左下の被害者救済の部分を主にということで御意見をいただければと思っております。

次の9ページでございますが、それぞれこちらの施策をどのような主体が行っているのかということが、この9ページ目でございます。上が役割、下が関係者という二段構えになっておりまして、一番左側が金銭的補償ということで、ピンクの箱、保険会社、共済組合が行っております。

右側、保険金・共済金だけでは救済できない分野ということで、民間が実施するものもございますが、民間事業者等では実施が難しいものと、先ほどの専門病院などはナスバが行っております。青い部分でございますが、そちらを国土交通省が支援してございます。

次の10ページが、どのような施策を行っているかということでございまして、日本地図のところにいっぱい写真が載っておりますのが、各地にこういった専門病院の運営、あと細々書いてございますが、様々な施策を行っております。

次の11ページが、民間が行っているものもある中で、独法であるナスバ、自動車事故対策機構が行っている概要でございますけれども、事故を防ぐためのドライバー向けの指導、被害者の方の支援、安全情報の提供を行っておりまして、今回は真ん中の被害者援護業務について主に御意見をいただければと思っております。

12ページ、こちらの周知促進の必要性でございますけれども、繰り返しになりますが、誰もが事故の被害者になり得る車社会において、支援の情報を届けることが必要でございます。

ただ、2番目の丸、被害者並びに御家族が、事故直後においてはやはり非常に混乱されておられて、なかなか積極的に新たな情報を取りにいく余裕がないので、被害者団体の方々からは、日常から知っておいていただきたいという御意見をいただいております。現状でも知らなかったということで、非常に時間を要したケースが多数あるということと、ナス

バ自体の認知度が非常に低いということで、今回、周知活動について御意見をいただきました
いと思っております。

【加藤座長】 すみません、そろそろ取りまとめをお願いしてよろしいですか。時間が
来ていますので。

【出口保障制度参事官】 はい、失礼いたしました。

次に14ページは、関係予算でございます。次に15ページ、認知度でございますが、
要した期間につきましては、何年もかかってしまっているという方が非常に多い状態です。

次、16ページでございますが、認知度が1割程度と非常に低い状況でございますので、
17ページ以降でございますが、一般向け、また、自動車ユーザー向けが18ページでご
ざいますが、19ページには、実際に事故に遭われた方向けということで、それぞれ場所
や対応を変えて周知を行っているところでございまして、最後20ページ、インターネッ
トの調査でアンケートを実施して、評価を実施していきたいと考えております。

ありがとうございました。

【加藤座長】 では、御意見、御質問等あればいただきたいのですが、いかがですか。
松田委員、お願いいたします。

【松田委員】 どうもありがとうございます。私も、この認知度のグラフを見て、ちょ
っとびっくりしまして、非常に低いなど。非常に重要なお取組である割に知られていない
なと思いました。

防ぐとか守るとかという取組は、これらは多分縁の下の力持ちでよろしいので、知られ
てなくても、それほど大きな影響はないと思うのですけれども、やはり被害者支援という
取組は、これは本当に被害者の方に知っていただかないといけない。それなのに、やはり
15ページにあるような状態であるというのは、これはやはり改善が必要かなと思ってお
ります。

そのときに、1点御質問ですけれども、これまでの周知促進に関する取組というのが、
大きく2つ、ひとつは国民一般向けに、B to Cというか、マスメディア的な形で進める。
それからもう一つは、主に自動車ユーザー向けに進めるというのが中心であるように、こ
の資料からは見えるのですけれども、ただ、これは一番情報が行かなければいけないのは
実際に被害に遭った方ですよね。多分一般の方がそれほど知らなくてもよろしいし、加害
者と言うとちょっと語弊があるかもしれないんですけれども、そちら側の方が知っている
というよりは、やっぱり被害者の方が知らないといけない。

そうすると、広報媒体として一番適切なのは、病院であるとか、介護施設であるとか、そういった必ず被害者の方がアクセスするところに重点的に取り組まなければいけないのではないと思うのですが、資料からはそのあたりのことがちょっと読み取れないので、そのあたりをどのようにされているのかというのが1点御質問させていただきたい点です。

それからもう一つは、国民に向けたアンケートを考えていらっしゃると思いますが、そういった一般向けも必要かもしれませんが、それよりも、ぜひ知らなくてはいけないのが、少なくともナスバを知って活用された方が、一体どこでどのように知ったのか、活用した結果、何か不満で何が満足だったのかというような利用者の認知について、アンケートでもいいのですが、インデプスなインタビューなどしたほうが、多分実効性があるのではないかと思います。ですので、これは私のコメントでもあるのですけれども、もし何か御見解があればお伺いしたいというのが2点目です。

以上です。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。まず1点目、そもそも病院や介護施設は、どの段階のというところもございまして、リハビリとかそういったことを行っている病院については、実は私ども、事故被害者の方を受け入れていただいている病院向けの支援策というのがありますので、厚生労働省や自治体さん、主に福祉をやっておられるほうから、こういう支援制度がございましてというようなことを周知はしているんですが、確かに被害者の方向けの情報というようなことを、もうちょっとうまく出していくツールということとしても改めて考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ナスバの利用者の方からのアンケートは、おっしゃるとおりでして、15ページのナスバにたどり着くまでに何年かかりましたかというのを聞かせていただいた際に、併せて、どこで調べましたかと。意外に多かったのが、車椅子の事業者さんからとか、ただ一方で、やっぱり知人からというのもありまして、ちょっとこちらのほうもしっかり分析して、今後の周知活動につなげていければと思います。ありがとうございます。

【松田委員】 ありがとうございます。まさに今出たように、例えば車椅子の事業者さんというのは、多分新しい媒体かもしれませんが、そのあたりの取組というかデータ分析、ぜひお願いできればと思います。

あと前者のほうにしてみると、多分病院への支援はなされているということで理解しましたが、言ってみると、多分B to B to Cになっているんですね。B to Bのところは支援しているんだけど、その先の病院から被害者のところまでというのが多分行ってな

いのではないかなというのをちょっと思いましたので、その辺まで行くような取組になる
といいなとちょっと感じました。よろしくお願いいたします。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。大串委員、どうぞ。

【大串委員】 御説明ありがとうございました。恥ずかしながら、私もこの制度は初めて
知りまして、ちょっと気になったのが、重度障害者とか長期療養者というふうに言われ
ると、自分はそうなのかなと、何かよく分からないな。ちょっとまだいろいろ混乱してい
るし、申し込むのどうしようって言っているうちに月日が過ぎてしまうというところがあ
ると思うんですね。

ですので、こういう方ですというふうなことを、言っていただかないと、漢字の字面だ
けでは自分が対象者かどうか分かりにくいのではないかなということと、先ほどちょっと
松田先生もおっしゃっていましたが、頼ればどんないいことがあるのかということがわ
かればよいと思います。今までなかなか自分の機能障害に関して理解してもらえなかつた
けど、適切なアドバイスもらえるような病院を紹介してもらえますよとか、自分の体に
合ったような器具等についての、何て言うんでしょうか、そういう物をオーダーメイドで
つくってもらふようなところを紹介していただけますよとか、様々ないいことがありました
ということが分かったら、私を対象者で、こういうことを頼れるんだという人がもっと活用
していただけるかなと思いますので、まずは認知してもらふということが大事だと思うん
ですけど、ぜひその次の段階も視野に入れた形で行動していただければいいかなと思いま
した。

2点目としては、警察を利用していただいて、運転免許更新の際とかに、もしあなたが
事故を起こしてしまったら、もしくは、もしあなたが被害者になってしまったら、こうい
う国土交通省の取組があるということを警察でも周知してくださいと。それによって多く
の方々が救われますということで、他省庁との連携といいましょうか、それでPRをして
いただくだけで、年に何万人も一応免許更新をされるわけで、その中での周知活動とい
うのはとても大事になってくると思います。

その2点ぐらいです。よろしくお願いいたします。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。まず1点目、対象になるかどうか分
かりづらいということと、あと利用するとどういうメリットがあるのかということにつ
いて、確かにどうしても障害等級何級の方みたいな形で出ていることが多いかと思いま
すの

で、ちょっといただいた御意見を踏まえて工夫してまいれればと思っております。ありがとうございます。

2点目、警察なんですけれども、実は連携は進めつつございまして、教習所とか免許センターとかに周知広報の冊子とかポスターを貼ってもらうとか、また、警察の方が実際事故処理に当たられたときに案内していただけるように、警察の方の中での研修でナスバのことを紹介させていただくというような取組も進めております。引き続き連携を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【大串委員】 ありがとうございました。すみません、1点だけ追加で。障害認定のところのセクションとつながるのもいいのかなというふうに今思いました。障害者何級という認定をいただくところのセクションが、各自治体にありますよね。そういうところに認定を出されたときに、事故由来の方にはぜひこれを配ってくださいというような資料を配られると、認知度が高くなるのかなと思います。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 では、次に鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 御説明ありがとうございます。知名度が低いということなんですけれども、まず、このナスバが支援する段階というのは、裁判などで過失割合が確定してからということになるわけですね。

【出口保障制度参事官】 ナスバがかんでくる段階になりますと、ある程度障害が固まってからという段階になるかと思います。

【鈴木委員】 過失割合とかはあまり関係なく、障害の度合いで決めているということですか。

【出口保障制度参事官】 過失割合は、ナスバが関わるかどうかには関係ございません。

【鈴木委員】 なるほど。そうなんですね。じゃあ、結構早い段階というか、裁判で長いケースというのも結構あるかなと思ったのでお伺いしたんですけれども、今回、相手の方、その被害に遭う方の交通手段というのもよらないと思いますので、免許を持っているとか、そういった何というんですかね、ふだんどう交通手段を使う人が、このナスバを知っていて、どういう人が知らないのかという意味合いで言うと、結構幅広くその属性をお伺いしたほうがいいのかなと思いますので、そこからやっぱり、どこのチャンネルから広めていくのが有効なのかということの分析をしていただけたらというふうには思いました。

あと今回、関連業種は調査の対象外ということになっていますけれども、実際この保険とかで賄えないところをナスバが賄うと考えますと、そういった業界ともある程度、全く別で動くというよりかは、賄えないところはここで支援できますよというような周知の仕方もあるのかなと思いますので、何かしらこの関連業種との位置づけというか、そこは知見として持っておいたほうがいいのかないかなというふうには個人的には思いました。なかなか連携しづらいという立場なのかもしれませんが、実際には、入りやすいのは保険とかそこからまず考える方が多いでしょうから、そこで賄えない部分をナスバというのが賄えるんだと、同時にそれを知ることによれば、かなり早い段階で知ることができるのではないのかなと思いました。

あともう一つなんですけれども、ナスバの知名度とか認知度が低いということ以外にも、例えばハードルが高いと思われる可能性というんですかね、こういう条件がそろってないと支援してもらえないのではないかみたいな、そういった何か情報の偏りというか、先ほどこちよっと出ていましたけど、国がこういうことやっているのは知っているんだけど、自分は当てはまるのかどうかみたいな話ですよ。だから、そういった何かハードルというんですか、問い合わせるのにハードルが高いというのも、もしかしたらハードルが高いと思われてしまっているというか、どの部分が障壁になっているかというのも、段階である程度分かるように調査されるといいのかなというふうに思いました。

以上です。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。様々なチャンネルからということにつきましては、いただいた御意見も踏まえまして分析できればと思っております。

2番目にいただいた保険会社につきましては、資料の18ページでございますけれども、「保険契約時」と書いてございます。左側にございますピンク色のチラシ。こちらは、自賠責は必ず入らなければならないので、保険に入ったとき、あるいは更新したときに必ず一件書類が送られてまいります。今、保険会社、共済関係団体の御協力をいただきまして、こちらのチラシをできる限り同封していただけるということで協力いただいておりますし、保険会社などでやっているイベントなどでもチラシを配っていただくとか、そういったことは進めておりますが、引き続きどのような工夫ができるのかということは考えていければと思っております。ありがとうございます。

3点目。ハードルが高いという御指摘いただきました。そもそも知られていないということと、あと被害者団体の方からも、どの支援がどういうふうに該当するのかというのが

それぞれ分かりづらいという御指摘をいただいております、おっしゃるとおりでございます。こういった形で、分かりやすく入りやすく情報を適切なチャンネルに流していけるかということがポイントかと思っております。引き続き工夫してまいりたいと思いますので、また御意見頂戴できればと思います。ありがとうございます。

【鈴木委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほか、いかがでしょうか。では、平田委員。

【平田委員】 この15ページ目の120名って、これは令和4年度の新規介護料支給者ということで、だから、これは毎年大体100名前後のというと、対象者としては非常に少ない。でも、潜在的にきつというからという問題意識でやられていると思うんですけども、年間これだけ対象者が少ないと、先ほど松田委員おっしゃったとおり、B to B to Cの例えばB to Cのところの病院の方が知ってればいいじゃんって、何となく僕も思ったんですけども、病院の人がたまにしかない。もう本当、ある病院に限っては、もう何十年もそんな経験ないという、病院の人も覚えてられないとか、その基準なんて言われたら分からないと。

そうすると、何か待ちの姿勢というよりも、やっぱりナスバから定期的に、全病院とかリハビリ施設とかそういうところに、そういう該当者のポテンシャルがある人で、ばーといませんか、何かもっと積極的にやるみたいな方策もあるのではないかという、実態を知らずに言っているので申し訳ないんですけども、そういう文脈からいくと、先ほどのB to Cといったときに、病院がなぜそういうことができないかということの意味、僕が言ったようなことも含めて分かってくると、やっぱりナスバから積極的に何かやったほうがいいということになるかもしれないし、じゃあナスバがそういう体制にあるのか、ナスバ自体がそんなに強力なというか、リソースあるのって言われたら、そうじゃないかもしれないですね。

そうすると、ナスバ自体のことも調べなければいけないしと、内々の話ですけど。だから、両方そういうふうに調べて、適切な対策をとって、救うべき人を救えるというところに持っていけるような評価になるといいなというふうに思いました。

ちょっと重複した意見ですけど。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。15ページの資料、こちらは介護料と申しまして、ある意味、最重度の方向けの支援ということですので、年間このぐらいになっております。先ほどの自分が対象になるかどうかというところが、確かに制度も複雑

になっておりまして、ちょっとそのところはうまく考えていければと思います。また引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほか、いかがですか。鎌田委員。

【鎌田委員】 すみません、御説明ありがとうございました。一つだけちょっと別な質問なんですけれども、先ほどアンケートを行いますとおっしゃられていたと思うんですが、20ページに、これは令和6年って、今年だと思うんですけど、3月に既に3,000件ぐらいの調査をされているということで、これとは別に、またさらに調査を行うという御趣旨なんですか。

【出口保障制度参事官】 はい。令和4年に始めましてから、その年にやった、できるだけ最新の状況がとれるということで、年度末に実施しておりまして、今年も年度末に実施するに当たりまして、今回いただきましたことなども含めて、アンケートを3月にまたやる、そちらのほうに反映できればということで考えております。説明不足しておりまして、失礼いたしました。

【鎌田委員】 とんでもないです。ぜひ改善していただいたほうがよろしいかと思うしますので、ありがとうございます。

【出口保障制度参事官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかは、よろしいですか。

では、私からも意見を言います。まず、先ほどの15ページ目の表は、1年以内がゼロというのが目立つ印象です。本当に知らないだけなのだろうかと、これだけ見ると思ってしまいますね。

マーケティング的に周知をどう効果的にしていくかはもちろん大切で、こうした重要な制度を理解していただくのは基本なのだけれども、先ほどからいろいろな委員から意見が出ているとおりで、そもそも適用基準が分かりやすいとか、手続が複雑なのではないかという点も含めて、ナスバに到達するまでのプロセスもきちんと追ったほうがいいのではないのでしょうか。そこにどうやって到達したのかという手続きを分析しないと、表面的に知っているか知らないかだけを追い続けるだけでは、問題の本質を解決することに至らないだろうと思います。

そう考えると、アンケート調査もいいのですが、もう調べられているのかもしれないけど、多少インタビューとかを通じて個別の事情を調べて、その本質をきちんと押さえる努力をした方がよいだろうと感じます。

先ほどの話だと、アンケート調査は少しまだ改善される予定だということなので、今日の先生方の御意見も反映させつつ、また問題の構造もきちんと理解できるように、ぜひとも少し視野を広げていただいて作業を進めていただければと思います。

では、この件はこれで終了して、次に行きたいと思います。次は、3つ目のテーマです。「半島地域の活性化に資する施策の推進」ということで、続いて御説明をよろしくお願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 国土交通省国土政策局地方振興課長をしています鹿子木と申します。

本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

テーマは、「半島地域の活性化に資する施策の推進」ということで、資料2－3をもって説明したいと思います。

まず、資料の1ページから2ページを御覧ください。目次でございます。大項目が4つございまして、評価の概要、半島振興について、施策の取組状況、施策の評価ということで、順に御説明したいと思います。

3ページをお願いします。大項目の1つ目、評価の概要を示しております。今回の政策レビューでは、現在、半島振興対策実施地域に特化して対象としている半島振興に係る事業評価対象とし、これらの実施状況について整理させていただきます。

5ページをお願いします。大項目の2つ目、半島地域についてでございます。半島は、国土地理院が刊行した地図の定義によれば、「三方を海で囲まれ、一方が陸続きの土地」とされております。一方、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域は、一定の社会的経済的規模があり、かつ総合的な半島振興に関する措置が適当である地域を、都道府県の申請に基づいて指定しております。全国で23か所指定されており、面積は全国の約1割を占めております。

6ページをお願いします。半島地域の特徴でございます。半島は、三方を海に囲まれているため、陸路でのアクセスが不便であったり、平地が乏しく、居住や経済活動の制約が大きかったりなど、全国と比べて厳しい状況下にあります。また、人口減少や高齢化も深刻で、財政力指数は全国と比べて低くなっております。

7ページをお願いします。半島地域の役割でございます。三方が海に面している特性から、古くから物流・人流の拠点として発展し、地域活性化の拠点としても機能しております。

す。今後もこの地域における営みは継続し、その役割が引き続き果たされていく必要がございます。

8ページをお願いします。半島地域には、歴史的価値のある施設や特産物、世界遺産、世界ジオパークなど、豊富な地域資源がございます。加えて、古くから漁業や農業が発展しており、現在も全国トップレベルの水産物・農産物の産地として、全国への食料の安定供給拠点としても重要な役割をになってございます。

9ページをお願いします。半島振興法の概要でございます。半島地域は、これまで御紹介してきた重要な役割がございますが、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の状況から、産業基盤や生活環境の整備等が低位な状況でございます。このため、半島振興法が措置され、半島地域という一定の地域単位において総合的な対策を実施することで、地域の自立的発展、地域住民の生活の向上等を目指すこととしており、これに沿って施策が行われているところでございます。

10ページをお願いします。予算の全体像でございます。半島振興対策実施地域では、全国域などを対象とした様々な事業が実施されておりますが、この地域に特化して実施する半島振興に関する事業は、半島振興広域連携促進事業と半島の食のブランド化実証調査2事業のみでございます。各事業の実施内容については、後ほど御説明いたします。

11ページをお願いします。予算の執行状況でございます。令和6年度は、当初予算と前年度の補正予算を合わせ、およそ2億円の予算を措置しております。

12ページをお願いします。こちらは、国土審議会での中間取りまとめについてでございます。半島振興法は議員立法であり、行政による検討内容が直接反映される仕組みとはなっておりませんが、国土交通省では、国土審議会半島振興対策部会において、有識者に今後の半島振興の在り方について御検討いただいております。こちらは、前回の法改正時の中間取りまとめであり、このエッセンスは半島振興対策実施地域に対する予算等にも反映されてございます。

13ページをお願いします。大項目の3つ目、半島振興に係る施策の取組状況でございます。1つ目の施策、半島振興広域連携促進事業は、前回の半島振興法改正を契機に措置された事業で、交流促進、産業振興、定住促進に係る事業を、複数の市町村で連携して実施する場合、その事業費用の一部を補助しております。

14ページをお願いします。こちらは、事業の実績を示しております。平成27年度から令和5年度までの累計で約7億2,000万円、交付件数で合計141件となっております。

います。

15ページをお願いします。こちらからは、事業の事例を御紹介いたします。まず産業振興に係る事業として、長崎県に位置する島原・天草地域では、両市のコンテンツをつないだ観光ルートを作成し、ドライブスタンプラリー等の観光企画を実施。また、旅行代理店Webサイトでのキャンペーンページの掲載や、都市部で両市の物産品等の展示などを行い、観光客の誘客を促進しました。

16ページをお願いします。産業振興に係る事業として、鹿児島県に位置する薩摩・大隅半島では、買手が少ない深海魚を使った商品開発や料理教室などにより、深海魚のブランディングに取り組みました。この取組により、深海魚の認知度向上、需要が高まった結果、深海魚の出荷回数が前年度に比して2倍となりました。

17ページをお願いします。定住促進に係る事業といたしまして、京都府の丹後地域では、空き家バンクの登録推進や空き家リノベーション実践塾の開催、また移住セミナーや暮らし体感交流ツアーを実施し、地域に違和感なく根づいてもらうための各種取組を実施しました。

以上が、半島振興広域連携促進事業のこれまでの事例でございます。

続きまして、18ページをお願いします。半島振興に係る施策の2つ目、半島の食のブランド化実証調査の実施状況でございます。本事業は、新型コロナウイルスの蔓延を契機とし、半島経済の活性化を目的に措置された事業で、大きく、プロモーション、商品開発、販売促進の3分野に分けて、半島地域一帯の認知度向上や販売促進の取組をしております。

19ページをお願いします。こちらからは、事業の実績を示しております。プロモーションでは、ウェブサイトなどの半島地域の情報発信や、航空会社と連携した既存の旅行関連ウェブサイトや機内誌を活用した発信などを行いました。商品開発では、半島地域で生産された食材を使用したレトルトカレーや出汁ごはんの素を開発し、アンテナショップなどで試行販売を実施しました。大変好評で、本格販売を調整いただいているところです。

20ページをお願いします。販売促進では、ECサイトやふるさと納税サイトに特集ページを開設し、半島産品を入手しやすい環境を整備しました。また、半島産品を消費者に身近に感じてもらうため、物産展の開催や百貨店での半島産品特集など、民間の事業者の皆様にご協力いただき取り組んできたところです。

以上が、半島の食のブランド化実証調査の実施状況でございます。

最後、21ページをお願いします。大項目の4つ目、施策の評価でございます。政策レ

ビューの目的は、半島振興対策実施地域のさらなる活性化に向けて、今後の半島振興施策の検討の参考となる評価を実施することです。評価対象は、先ほども御説明したとおり、現在、半島振興に係る事業として実施している半島広域連携促進事業、半島の食のブランド化実証調査の2つの事業といたします。過去に実施した調査や道府県を対象としたアンケート、各種統計情報を用いて実施状況を整理し、よりよい半島振興施策についての検討を進めてまいります。

なお、現時点で記載はございませんが、1月の令和6年能登半島地震を踏まえ、半島振興対策実施地域に必要な施策は何かという観点につきましても、検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【加藤座長】 では、御意見、御質問いただければと思います。佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 御説明ありがとうございました。まず、予算と事業なんですけど、半島振興というのを幅広に捉えたとしたら、多分これだけではないのかなと思っていて、この間、ちょっと道路局の方に相談を受けたんですけど、例えば今回能登半島では道路が大きく毀損したので、この道路の整備をどうするかということに関わると。これもやっぱり半島振興なんですよ。

あと、地方交付税で、多分半島関係は加算措置とかもあったかもしれないので、これはちょっとほかの政策も同じなんですけど、この半島振興の中の全体像、自治体はどう関わっていて、国土交通省さんなりほかの省庁の関連事業がどういうのがあって、政策がどういうのがあって、その中でこちらの政策局さんの事業がどこに位置づけられているのかというところ。これを見ないと、ちょっと何か半島振興と捉えたときの全体像が伝わりにくいなという気がしたので、そこあたりの整理は、まさかこの2事業だけで半島が振興できているわけないので、そこは整理されたほうがいいのかというふうに思いました。

あとやっぱり、素朴に思うのは、それと関係するんですけど、8ページとかに、結構半島というのは、漁業とか農産物で重要なシェアを占めているというのは分かるんですが、多分これはこの事業があるからではなくて、それは民間ベースでの努力と市場経済が回っているからだと思うんですけど、なので、ちょっとこういうのも見ても、今回この政策局さんのこの2つの事業はどの程度それに貢献しているのかということ。それについても少し整理されたらいいのではないかな。これはちょっとした事務事業評価のロジックモデルに

なっちゃいますけど、どの程度貢献度があるのかということについては、やっぱりちょっと整理が必要かなと思いましたということ。

それから、最後に感想なんですけど、これは、これから活性化より撤退というのも選択肢になってくるのは、高齢化と人口減少ですね。これは多分、能登半島が最初のケースになってくると思うんですけど、恐らく半島の幾つかはこれから維持できないはず。とにかく人口いないんだから。なので、活性化させるというときに、そこに人を定着させて活性化できるのかということ。あるいは重点化で、同じ半島の中でもどこかにコンパクトシティという、それも国土交通省さんがやられていますけど、コンパクトシティとか地域再編成、再編とかをやって、どこかに経済活動を集約化させていくのか。併せて漁港とかも含めて整理していく必要があるのかということ。ちょっと高齢化を見据えたときに、この今の制度持続可能なのかということ。これはやっぱり検証の中で考えられたほうが、今回のレビューの中でも視野に入れられたほうがいいかなと思いました。

以上です。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。1つ目は、予算の全体像の中での位置づけはどうかということでございますけれども、一番私からの説明の中で申し上げさせていただいたのは、先ほどおっしゃったような道路事業ですとか、そのほかの関係省庁の事業で、半島振興に寄与するものというのは当然あるんですけども、それぞれの施策というのは、それぞれの施策の目的の中で当然半島振興にも寄与しますが、それだけに特化したものではないということで幾つか眺めたときに、半島振興に特化して寄与するという施策でいうと、この2つのものが特化されているものかなというふうに思ったものですから、評価の対象そのものとしては、この2つの事業ということで説明させていただきましたけれども、もちろんほかの事業も半島振興に大きく寄与するような事業というのがございますので、それとの関係がどうかということも踏まえて、先ほど説明したこれらの事業は今後どうあるべきかということは考えてまいりたいと思います。

それから2つ目にいただきました、8ページにあったような水産物とか農産物のシェアが半島で思ったより多いということにつきましても、もちろん先ほど説明した2つの事業だけでこういうふうになってきたというわけではありませんので、前からもちろんこういうようなシェアを持っているというのもありますけど、これをどう維持していくか、あるいはどう高めていくかということも大事ですので、もともとの半島の特性を踏まえた上で、これらの予算でどういうことができしていくかということで考えていきたいと思っています。

それから、維持できない半島について今後どういうふうに考えるかということですが、例えば先ほどの予算の補助事業のほうのテーマで言いましたら、14ページです。例えば、半島振興広域連携促進事業の実績というふうにありますけれども、3つテーマがありまして、産業振興ですとか、定住促進ですとか、交流促進ということで、定住促進というテーマで特に今後定住いただくですとか、あるいは、移住について促進するような取組も見てまいりましたが、今後、物理的に人が移住するとか、あるいはそこにずっと住んでもらうといったようなことだけで、その地域社会が維持できるというふうにも思えませんので、おっしゃったとおり、今後は、今いろいろなところで議論されているような関係人口ですとか、あるいは二地域居住の施策ですとか、そういうようなこともとらまえて、どんなことができるかということを経後考えていきたいと思ひます。

以上です。

【加藤座長】 鈴木委員が手を挙げておられるように見えます。鈴木委員、よろしくお願ひします。

【鈴木委員】 御説明ありがとうございます。ちょっと今の御意見とも関係するかと思うんですが、今回、半島振興の事業で、促進ということで出すわけですが、やらないよりやるほうが、人が集まるだとか何か効果が見えるというのは、それは一つ意味としてあると思うんですが、将来、例えば半島の事業がこういう補助金なくても自分たちでやっていけるというか、それぐらいの産業なり何なりが活性化して定着するというか、地域で回していけるようにするというのが将来の像なのか。それとも、ある程度支援するというのは前提で、より効果的な支援をしていくということが最終的なというか、将来的な増なのか、どちらに向かっているのかによって結構評価の仕方が変わってくるような気がしますので、ちょっとここでお伺ひしても、まだいろいろな面での評価の指標があると思ひますので、そのどちらかに向かっているのかによって、指標の評価の仕方というのはちょっと工夫していく必要があるのかなというふうに思ひました。ちょっとざっくりとした指摘になってしまひますけれども。

ですので、やっぱりまちづくりとか、その地域にとってどうなのか。全体像ですよ。先ほどちょっと御指摘ありましたが、半島振興全体像としての立ち位置というか、その将来というのもあった上での評価というふうにすると、よりやっていることの効果を示しやすひのではないのかなというふうに思ひました。

以上です。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。これまでも先ほど説明したような施策をやってきて、一定の成果は出てきているというふうに認識しているんですけども、また一方で、先ほどのデータにもあったように、人口減少。もちろん半島だけではないんですけど、特にほかの地域に比して人口減少ですとかあるいは高齢化が著しい、あるいは能登半島地震を踏まえた検証に基づいたことことも含めていきたいということも申しましたが、新たな課題も出てきているのだと思います。当面は、その時々新しい課題に基づいた支援をしていきたいと思っていますし、一方で、これまでやってきたような施策は、一定のところで地域で自立した取組に持っていけるようにしなければいけないんだろうなとは考えております。ありがとうございます。

【鈴木委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 では、次に松田委員、お願いします。

【松田委員】 御説明ありがとうございます。先ほどの佐藤委員の御質問の続きになってしまうのですが、私もちょっとこの施策の対象範囲がまだよく分かっていないのですが、先ほどの御質問のお答えからすると、いわゆる能登半島地震を契機として、恐らく今、半島といったときに一般的に想起される一番重要な課題というのは、まさに半島における国土交通のレジリエンスといった話だと思うのですが、そういったことは、この施策では一旦は対象外という、そういうすみ分けで理解すればよろしいのでしょうか。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。半島地域でのレジリエンスそのものは、政府全体として、現在、能登半島地震を踏まえた検証ですとか、今後どうしていくかということを報告されていたり検証していると思いますので、今回の半島チームというか、今回の評価といたしましては、そういったことも踏まえて、今後、半島に特化して、半島振興のためにどのようなことができるかということを考えていきたいと思います。

と申しますのは、今後、強靱化とか防災について考えられる施策というのは、半島だけに特化したというものでもないと思いますし、ほかにも離島ですとか中山間地ですとか、条件不利地域で、例えば孤立する集落が見込まれる地域というのはあると思いますので、そういった意味でいろいろな施策が考えられると思います。その中で、特に半島に資するようなものを見ながら、先ほど言ったような予算を活用して、連携しながら、どんなことができるかというのを考えていきたいと思っています。

【松田委員】 分かりました。それでは、今のお話を前提として、もう一つちょっと意見を申し上げたいのは、そうであったとしても、やはり、特に半島に住まう方々、あるいは

はそこを管轄していらっしゃる都道府県にとって、能登の震災で何が起こって、どういう問題が出てきたかというのは、かなりリアルで深刻な問題だと思うんです。

ですので、この施策の評価方法のところだけを読むと、全くそれに触れていないように思えるのですが、今までのお話からすると、そういったものを踏まえていろいろ幅広くとらまえていこうというようなこともお見受けいたしますので、何らかの形で、そういった今の半島の持てる課題認識であるとか、そういったものにもう少し、今リアルにアプローチできるような手法を明示されたほうがよろしいのではないかなと思います。

これだけだと、あたかも震災も何もなかったようにちょっと見えてしまうのですが、決してそういうことではないでしょうし、これから国土強靱化云々ということを全体としてやっていく上でも、半島というのはやはり一つの大きな対象になるので、この施策の中でも、産業振興、交流促進を考えていく上でも、今どのような認識を持たれているかということについては、もう少し明示した上で評価手法の中に取り入れてもよろしいのではないかなというのが、ちょっとこれを見ていて思いました。

以上です。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。まだ資料に書ききれてなくて申し訳なかったですけども、先ほどの補助事業の事例で言いましても、生活ですとか、産業ですとか、定住ですとか、いろいろな分野に地域の安全というのがベースとして大事になってまいりますので、そうした政府の検証結果もしっかり見て、今後の評価を考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 では、佐藤委員。

【佐藤委員】 度々すみません。ちょっと確認なんですけど、今回対象としている事業の2つ目の半島の食のブランド化なんですけど、これは明らかに補正でついているコロナ対策ですよね。かつ、令和6年度にこれは予算が計上されてないということは、これは終わったという理解でいいんですか。これは実証事業なので。

【鹿子木地方振興課長】 昨年度、令和5年度の補正予算で予算がついてまして、それをまさに今、事業を始めているところでございまして、毎年この事業につきましては、補正予算で要求して通っているものでございまして……。

【佐藤委員】 だとすると、これは事務事業、限りなく政策評価というよりは事務事業評価、行政事業レビューになってくるんですけど、ちょっとこれ、国土交通省さんとして、どういう立ち位置の、いわゆる補正で回している事業というのは、申し訳ないけど、結局、

政策のコアではないですよ。政策のコアなら本予算で要求するべきものでありますので、要するにお金が余ったからやっている事業という言い方のほうが多分正しいと思うので。しかも実証事業ということは、これは継続性を前提にしていないから実証であって。なので、基本的にこの政策は何を評価するんだろうと思ったときに、ちょっと全く性格の異なる2つ、一つは、広域連携は分かりやすい。これは昔からやっているやつなので。ただ、これ以降評価すると、政策レビューじゃなくて、今度は事業評価になっちゃうので、ちょっと小さい、狭いし、かといって、このブランド化はやっぱり実証事業であって、評価の軸が全然違うと思うんですよ。これは、最後はやはり自走だと思うんですよ。先ほどちょっとお話があったと思うんですけど。

なので、ちょっとこれは、一見半島というカテゴリーには入っているんですけど、性格の違う実証事業と広域連携という恒久性を前提としているかしていないかという、何か違うものが2つ入っちゃっているなと思ったので、ちょっと評価の仕方が難しいので、一緒にくたにはできないなと思ったんですけど。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。御指摘の補正予算のほうについては、当初予算で必ずしも全額確保できるというものではないものですから、実務上、補正予算でお願いしているというところはあるんですが、おっしゃるとおり、実証調査であり、今回で3か年目を迎えます。いつまでやるんだというお話は当然あると思いますので、あと、自走化も特に地域に根づかせていきたいというのがあるので、今回まさに大きく見直す時期かなと思って評価の対象とさせていただいています。

【佐藤委員】 ありがとうございます。私は財政学者で、本業は財政学なので、こういうのにうるさいんですけど、もし継続的にやるなら、やはり当初予算であるべきだと。やっぱり補正予算はおかしいんですよ。補正予算でやるというのは、その年だけ必要な事業であって。だから逆に考えると、今回の政策で、食のブランド化については今後どうするかということはやっぱり考えたほうが、もし継続して今後とも続けるというのであれば、クールジャパンじゃないけれど——であれば、やっぱりそれは本予算にするべきだし、何らかの形、単年度予算では無理だということなら基金化するであるとか、何か別の対策を求められると思うので、ここはちょっと扱いを気をつけられたほうがいいかなと思います。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。当初予算も、予算規模の制約もございますので、必ずしもそっちに持っていけるかどうかという議論はあるかと思うんですけども、いずれにいたしましても、今年度、3年目を迎える事業でございますので、先ほ

ども申しましたけど、もう国がずっと引っ張っていくということだけではなくて、いかに地域主体のものに持っていくかということで特に考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほか、いかがですか。では鎌田先生、手短にお願いします。

【鎌田委員】 御説明ありがとうございました。ちょっと目標がよく分からないというのがありまして、例えば6ページ目で、半島地域の特徴というところで、人口減とか財政力指数が著しくほかよりも低いというお話をされているんですけども、ところが、最後のほうの政策評価のほうとか実績とか、そういう話になってくると、これは交流人口がどうか定住がどうかって、そういう話になってきて、これをやったから、じゃあ。その財政力指数がどうかなったのかとか、人口はいきなり増えるということは難しいと思うんですけども、要するに帰結点が、何か最初の話と評価の帰結点がずれているような気がして、かつ、それが本当に半島だけに起こっていることなのか、それともほかの地域で、いわゆる限界集落と言われているところでも同じような話なのであれば、これは半島であるということの理由というのが明確ではないような気がするので、交通アクセスが一つ問題だというのであれば、そういう事業の結果、交通アクセスがどうなったのかとか、アクセスが悪いんだけど人が来たのかとか、そういう話をしないとちょっとつじつまが合わないのではないかなと思います。感想ですので、お答えは結構です。ありがとうございます。

【加藤座長】 お話を伺っていると、対象としている政策自体がこういう政策評価になじむのか、という本質的な議論があると感じました。この半島の振興を進めるという政策の評価を実施するとしても、今回対象としている事業だけを対象に評価するのは明らかに片手落ちで、少なくとも半島政策全体をある程度整理した上で、この事業について議論すべきだと思います。先ほどもそういうお答えがあったので、そうしていただけたらと思うのですけど。

いろいろなタイプの評価のやり方があるのだと思いますが、先ほども佐藤委員がおっしゃったみたいに、少し失礼な言い方にはなりますが、半島がいろいろな産業に与えるインパクトが大きいということ自体があまり国民の間で広く認知されていない気がします。日本の国土上、半島が持つ特性とか重要性というのを、能登の事例なども引きながら、改めてきちんと整理するということが、まずやるべきことなのではないでしょうか。

半島はどうあるべきなのかというような、そもそも論に戻るとするのは、国土形成計画

などの議論もあるので、ここでやるべきことという感じがあまりしないのですが、少なくとも今回レビューする中から新たに上がってくる課題についてはきちんと整理をして、これまでの政策をレビューするとともに、今後の半島の在り方みたいなものに向けて得られた知見を語っていただくというぐらいの整理しか、今の仕組みの中でできないのかなという印象を持ちました。

対象とするものとその狙いについて、改めて事務局で整理をしていただいて、しかるべき評価をしていただくということかと思います。貴重な意見をいろいろ先生方からいただいていると思いますので、その辺も踏まえつつ、検討をよろしく願いいたします。

【鹿子木地方振興課長】 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

【加藤座長】 ちょっと時間を超過してしまったのですが、以上で今日の議論は終わります。

それで、この評価会の後には、テーマごとに担当委員を決めて議論を進めていただく予定です。先生方には、どの担当を希望するかをうかがう紙が配られていると思いますので、お帰りになるまでにそこに記入してください。担当の割り振りについては、後から事務局から連絡いただけるということです。

では、最後に事務局からお願いいたします。

【松浦政策統括官】 政策評価担当の政策統括官の松浦でございます。

本日は、多面的に貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。今後、各担当者と我々のほうで、今日の御意見を踏まえまして検討を進めます。先ほど加藤座長からお話ありましたように、7月中旬から、また個別に各担当の委員の方々と意見交換を進めさせていただきました上で、夏から秋にかけて、また我々のほうで、この評価書について内容を検討して、再び10月中旬から11月中旬にかけてこの評価会を開催させていただこうと思っております。そういったスケジュールですので、夏にかけて、またいろいろな作業がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【加藤座長】 今日は、どうもお疲れさまでした。

— 了 —